

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月8日

横浜市契約事務受任者  
こども青少年局長 福嶋 誠也

1 契約の概要

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る人材派遣業務を委託します。

2 履行(納品)場所

こども青少年局こども家庭課及び各区役所こども家庭支援課

3 契約日

令和5年4月11日

4 履行日又は履行期間

令和5年4月24日から令和6年3月29日まで

5 契約金額

20,181,975円(概算契約)

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社ファームマネジメント  
横浜市都筑区茅ヶ崎中央26-10

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

国の決定に基づき、低所得の子育て世帯に対する給付金の支給を非常に短い期間で実行しなければならず、通常の契約手続きを実施する暇がなく、至急の事務においても適正かつ正確な業務を遂行するために、既に本市で同様の業務実績のある事業者と緊急契約を結ばざるを得なかったため。

8 契約の相手方の選定理由

株式会社ファームマネジメント

本業務は給付金の申請開始まで時間がない中、派遣スタッフを迅速に配置・派遣する必要があります。

当該事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度低所得の子育

て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金人材派遣の受託業者であり、本市での給付金関係業務の実績があります。そのため、今回の対応にあたっても迅速な人材配置・派遣が可能と考え、選定しました

## 9 所管課

こども青少年局こども家庭課